

2 空き缶等散乱防止対策

空き缶等のポイ捨て・散乱が良好な生活環境や景観を損なっていることから、県では、平成9年12月に「青森県空き缶等散乱防止条例」を制定し、平成10年4月から施行しています。

本条例では、自然公園や都市公園等、特に重点的に空き缶等の散乱防止を図る必要がある地区について、市町村の申請に基づき、「空き缶等散乱防止重点地区」として指定しています。現在、三内丸山遺跡、白神山地周辺、十和田湖周辺、津軽国定公園、下北半島国定公園等の29地区(18市町村)を指定しています(資料編表89)。

また、本条例に基づき、毎年5月と9月を空き缶等散乱防止月間として、同月間を中心に県民に対する広報・啓発を行っています。

3 海岸漂着ごみ対策

平成21年7月に海岸漂着物処理推進法が施行され、国や県など各関係主体の役割や処理責任が明示されるとともに、漂着ごみの処理に必要な財源措置を国が行うこととされました。

また、海洋プラスチックごみ問題等を背景として、平成30年6月に同法が改正され、令和元年5月には、同法に基づく国の基本方針が変更されたほか、国の海洋プラスチックごみ対策アクションプランが策定されました。

県では、有識者、民間団体、行政機関で構成する青森県海岸漂着物対策推進協議会を設置し、本県における海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための青森県海岸漂着物対策推進地域計画を平成23年3月に策定するとともに、国による財源措置を活用して、県及び市町村の管理区域における回収・処理事業を実施しています。

令和元年度は、県内19市町村に対して回収・処理のための補助事業を実施するとともに、海岸漂着ごみの発生を抑制するため、県民に対し広報・啓発を実施しました。

また、令和元年度は、朝鮮半島からとみられる漂着木造船等が県内で29件確認されましたが、これらの回収・処理にあたって同補助金が活用されています。

4 災害廃棄物対策

県では、災害廃棄物が人の健康や生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、平常時の備えとして、県内市町村、関係機関及び関係団体等と広域的な連携を図りながら、災害廃棄物の適正処理の確保、円滑かつ迅速な処理の推進を図るため、平成30年3月に「青森県災害廃棄物処理計画」を策定しました。

本計画は「第3次青森県循環型社会形成推進計画」をはじめ、国の対策指針及び行動指針等を踏まえ、「青森県地域防災計画」等との整合を図るとともに、災害廃棄物の処理に必要な基本的事項や方策を取りまとめ、具体的かつ技術的な情報を盛り込んだ実用的な計画として策定されており、災害廃棄物処理対策に関して地域で取り組み、さらに教育訓練を通じて人材育成に努め、より実効性のあるものに高めていくこととしています。

また、平成30年度から、市町村職員等を対象とした研修会の開催等により、市町村の災害廃棄物処理計画策定を促進しています。令和元年度末までに、6市町村が災害廃棄物処理計画を策定しています。

5 産業廃棄物処理業者の状況

産業廃棄物については、排出事業者が自らの責任で処理することが原則です。本県においては、発生量の約68%が排出事業者により自己処理され、残り約32%は処理業者に委託処理されています(平成30年度)。

このように産業廃棄物処理の重要な役割を担っている産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の数は、表2-3-5のとおりです。

表 2-3-5 産業廃棄物処理業許可及び特別管理産業廃棄物処理業許可数

区 分		産業廃棄物処理業			特別管理産業廃棄物処理業			合計
		収集運搬業	処分業	計	収集運搬業	処分業	計	
H31. 3. 31現在	県所管分	1,648	146	1,794	261	8	269	2,063
	青森市所管分	48	44	92	7	5	12	104
	八戸市所管分	24	80	104	8	7	15	119
R2. 3. 31現在	県所管分	1,658	149	1,807	269	8	277	2,084
	青森市所管分	47	45	92	7	5	12	104
	八戸市所管分	23	72	95	8	7	15	110

※同一業者であっても、県と青森市又は八戸市の許可をそれぞれ受けている場合がある。

※1つの処理業者が複数の許可を受けている場合がある。

資料：県環境保全課、青森市廃棄物対策課、八戸市環境保全課

6 産業廃棄物処理施設の状況

産業廃棄物の処理施設には、焼却施設、汚泥の脱水施設等の中間処理施設と埋立処分を行う最終処分場があり、県内の施設数は、表 2-3-6 及び表 2-3-7 のとおりとなっています。

表 2-3-6 産業廃棄物中間処理施設数

施設の種別	施設数 (H31. 3. 31現在)	施設数 (R2. 3. 31現在)
焼却	25	25
汚泥の脱水	28	29
汚泥の乾燥	3	3
廃油の油水分離	2	2
廃プラスチック類の破碎	27	27
木くず又はがれき類の破碎	461	467
シアン化合物の分解	1	1
計	547	554

※上記施設数は設置済の施設で、未設置、建設中には含まない。

資料：県環境保全課、青森市廃棄物対策課、八戸市環境保全課

表 2-3-7 産業廃棄物最終処分場施設数

施設の種別	施設数 (H31. 3. 31現在)	施設数 (R2. 3. 31現在)
安定型	6	9
管理型	12	10
遮断型	0	0
計	18	19

※上記施設数は稼働中の施設（旧規模未満最終処分場を含む。）

で、建設中、埋立終了は含まない。

資料：県環境保全課、青森市廃棄物対策課、八戸市環境保全課

7 産業廃棄物処理業者等立入検査・指導

(1) 令和元年度取組状況

産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、産業廃棄物処理業者・処理施設、排出事業者等に立入検査・指導等を実施しており、令和元年度の県内の実績は表 2-3-8 のとおりです。

表 2-3-8 産業廃棄物処理施設等
立入検査状況(令和元年度)

検査対象	立入検査件数	指導件数
産業廃棄物処理業者	467	169
産業廃棄物処理施設	331	17
産業廃棄物排出事業者	1049	340
計	1,847	526

資料：県環境保全課、青森市廃棄物対策課、八戸市環境保全課

(2) 令和2年度取組方針

令和2年度においても、適正処理を推進するため次のとおり立入検査・指導を行います。

ア 産業廃棄物処理業者立入検査・指導

処分業者及び積替え保管施設を有する収集運搬業者の半数以上について、立入検査を実施し、処理状況、委託契約の状況、マニフェスト交付・管理状況及び帳簿記載状況等の確認・指導を行います。

上記以外の業者については、適宜立入検査・指導を行います。

イ 産業廃棄物処理施設適正管理指導

最終処分場については、立入検査及び地下水の水質調査等を実施します。

中間処理施設については、立入検査を実施し、施設の稼働状況、維持管理の記録・閲覧制度への対応等の確認・指導を行います。

ウ 排出事業者立入検査・指導

不法投棄等の不適正処理は、建設系廃棄物が大半を占め、次いで製造業関係の廃棄物が多いことから、建設業者（解体業者）及び製造業者を対象に立入検査を実施し、産業廃棄物の排出、保管、処理の状況、委託の実態等の確認・指導を行います。

また、感染性産業廃棄物、重金属を含む特定有害産業廃棄物などの特別管理産業廃棄物を排出する事業者についても、立入検査・指導を実施します。

8 優良産廃処理業者認定制度の活用

産業廃棄物処理における排出事業者の責任は年々強化されており、排出事業者が自ら信頼できる処理業者を選択することは、事業を適正に運営していく上での重要な要素となります。

また、廃棄物処理業者においても、排出事業者に対して、自身が優良な産業廃棄物処理業者であることをアピールすることで、排出事業者からの選択の機会が増えることにつながります。

このような背景を踏まえ、国は、優良産廃処理業者認定制度を創設しました。この制度は、優良な産業廃棄物処理業者に優遇措置を講じるとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備することで、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、廃棄物の適正処理を積極的に推進することを目的としたもので、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組、電子マネフェスト及び財務体質の健全性の5つからなる優良基準に適合するとして認定を受けると、通常5年となっている産業廃棄物処理業の許可の有効期間が7年になり、また、優良な産業廃棄物処理業者である旨を記載した許可証が交付されるなどの特例が付与されます。

優良産廃処理業者認定制度は、廃棄物処理全体の適正化につながるものであり、今後認定事業者のさらなる増加が期待されます。

9 経済的手法の活用による産業廃棄物対策

循環型社会の構築に向け、廃棄物の発生抑制やリサイクルの促進が強く求められており、また、県外からの産業廃棄物の流入に対しては、不法投棄につながる懸念があることなどから、その適正処理が求められています。

このような状況の中、平成13年9月に開催された北海道・北東北知事サミットにおいて、北東北3県で取り組む広域的な産業廃棄物対策の一つとして、「産業廃棄物の発生抑制を図り、リサイクルを促進するとともに県外からの産業廃棄物の流入を抑制するため、産業廃棄物税や搬入課徴金（環境保全協力金）による経済的手法を活用した制度の整備、搬入事前協議の義務化などに向け、共同歩調による取組みを進める」ことが合意されました。

更に、導入する制度の枠組について3県で検討を進めた結果、平成14年8月の知事サミットにおいて平成14年中に制定することが合意され、本県においては、平成14年12月に「青森県産業廃棄物税条例」及び「青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」を制定しました。

(1) 青森県産業廃棄物税条例

近年、環境問題への住民の関心が高まってきており、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルの促進が強く求められていること、また、県外からの産業廃棄物の流入に対しては、最終処分場がひっ迫していることや不法投棄につながる懸念があることなどから、その抑制が強く求められています。

このような状況を踏まえ、産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、平成14年12月に「青森県産業廃棄物税条例」を制定し、平成16年1月から実施しています。

この産業廃棄物税は、都道府県が独自に実施する法定外目的税ですが、産業廃棄物が広域的に移動することや不適正処理があった場合には環境への影響が広範囲に及ぶことなども考慮し、岩手県及び秋田県と連携して、同一の課税の仕組みにより実施しています(図2-3-4)。

<産業廃棄物税条例の概要>

◆納める人

産業廃棄物の最終処分を委託した事業者又は自ら設置する最終処分場で最終処分を行う事業者の方です。

◆課税の対象

最終処分場に搬入される産業廃棄物の搬入量に応じて課税します。

◆税率

産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円です。

◆徴収の方法

最終処分業者の方が産業廃棄物の搬入量に応じて税を徴収し、申告納入します。

また、自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合には、最終処分を行う事業者の方が申告納付します。

◆納税の時期

最終処分場に産業廃棄物が搬入された日の翌月末日

◆税収の使途

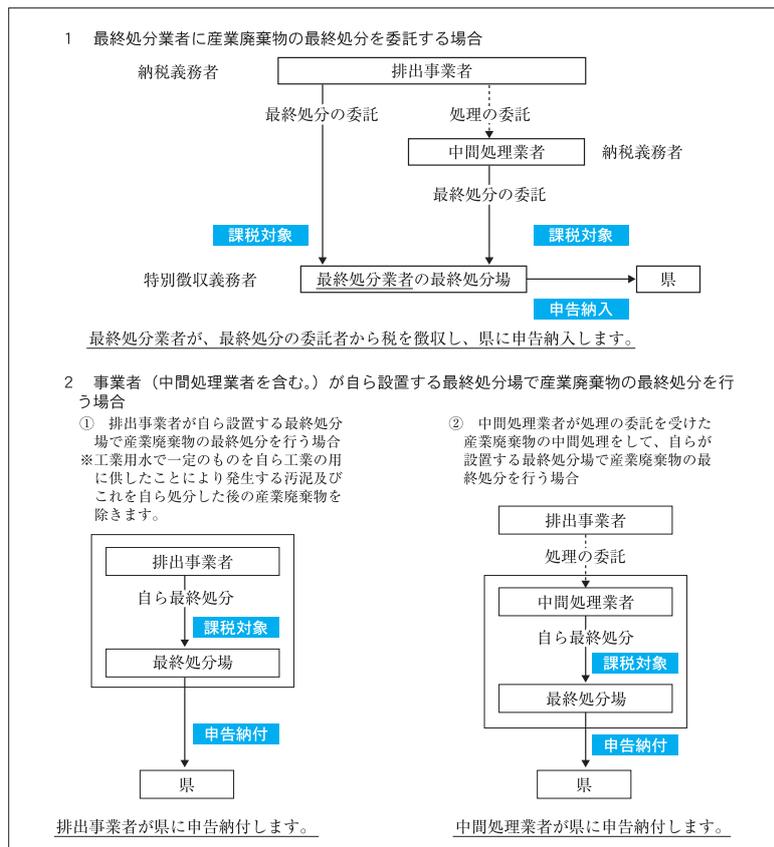
産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てます。

(2) 青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例

「青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」は、県外産業廃棄物の適正処理の推進と生活環境の保全を図ることを目的に、

・事業者に対して、県外産業廃棄物を県内で処分するために搬入しようとするときに、あらかじめ、当該県外

図 2-3-4 産業廃棄物税の課税の仕組み



資料：県税務課

産業廃棄物の種類、量、搬入期間等について、その事業場ごとに協議を義務付けること。

- 協議を行った事業者に対して、県外産業廃棄物の適正な処理の推進、環境保全協力金の納付等必要な事項を内容とする協定の締結の申入れをすることができることを主な内容とし、平成16年1月1日から施行、平成16年4月以後の県外産業廃棄物の搬入から適用しています (図 2-3-5)。

なお、平成30年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況は表 2-3-9 のとおりです。

図 2-3-5 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の流れ

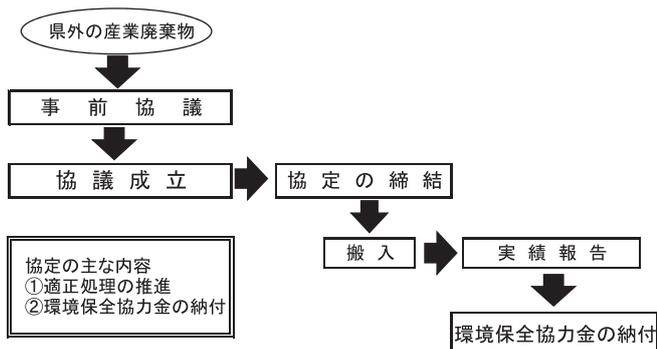


表 2-3-9 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況

協議の件数	651件
協議内容の変更協議	27件
県外産業廃棄物の量	364,298トン
環境保全協力金の額	24,200,800円

資料：県環境保全課

10 不法投棄等防止対策

(1) 不法投棄等の現状

過去5年間における県内の産業廃棄物の不法投棄等 (野焼きを含む) の発見・解決件数は、表 2-3-10 のとおりです。

廃棄物が長期にわたり放置されると生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、発見後速やかに投棄実行者の調査を行い、廃棄物の撤去等を指導するなど早期解決に努めていますが、投棄実行者が不明の場合や資金不足の場合には、事案が長期化し、早期解決が困難となる傾向にあります。

不法投棄された産業廃棄物に家庭から排出されたとと思われるごみ袋や家電などの一般廃棄物が混在している場合は、市町村と連携を図りながら、不法投棄者の把握と廃棄物の撤去指導に努めています。

表2-3-10 不法投棄等（野焼きを含む）の新規発見及びその解決件数

	H27	H28	H29	H30	R1
発見件数	93	104	84	62	40
解決件数	47	50	37	30	26

資料：県環境保全課、青森市廃棄物対策課、八戸市環境保全課

(2) 不法投棄等防止対策

県では、不法投棄の未然防止及びその速やかな解決のため、各種対策を実施しており、令和2年度においても、引き続き次の事業を実施します。

また、本県における不法投棄等の新規発見事案の大半が建設系廃棄物によるものであるという状況を踏まえ、平成29年4月に創設した建設資材廃棄物の引渡完了報告制度を運用するとともに、建設系廃棄物に係る各主体が取り組むべき事項を明示した「青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針」を平成30年12月に策定したほか、無人航空機、いわゆるドローンによる不法投棄等に対する監視体制の強化を図るなど、建設廃棄物の不法投棄等の抑止に向けた取組を重点的に展開しています。

ア 不法投棄未然防止対策

(ア) 意識啓発広報活動

県の広報番組、野焼き・不法投棄防止チラシの配付等を通じ、意識啓発を図ります。

(イ) 説明会の開催

排出事業者に対する説明会を県内6地区で実施します。

イ 不法投棄監視対策

(ア) 地域県民局環境管理部による監視

各地域県民局環境管理部において、定期的に管内の監視を行い、不法投棄の早期発見及び未然防止を図ります。

なお、平成13年度から、警察官OB等を環境管理専門員として配置し、そのノウハウを活用することにより、体制を強化しています。

また、平成19年度から不法投棄監視カメラの運用を開始し、市町村と連携しながら効果的に活用することにより、不法投棄の監視体制の強化に努めています。

(イ) 休日・夜間・早朝監視

悪質・巧妙化するケースに対処するため、チームを組んで休日・夜間・早朝に監視を実施します。

(ウ) 廃棄物不法投棄監視員による監視

全市町村（青森市及び八戸市を除く。）に配置している廃棄物不法投棄監視員（定員69名）が巡回監視を行い、不法投棄の早期発見と未然防止に努めています。

また、青森市では外部委託による環境事業推進員（28名）の配置、八戸市では外部委託による不法投棄調査を行っており、それぞれ県と同様に不法投棄の早期発見と未然防止に努めています。

(エ) 廃棄物積載車両点検

警察や国土交通省と連携して、廃棄物積載車両の点検を行い、廃棄物処理業許可の有無、排出元・搬入先、マニフェストの使用状況等をチェックし、適正な取扱いを指導します。

(オ) 上空監視

地上からは確認が困難な山間部・森林部の不法投棄について、警察や海上保安庁と連携したヘリコプターによる上空からの監視を行います。

なお、平成14年度からは、北海道・東北6県及び新潟県が連携し、合同で上空監視を実施しています。

(3) 循環型社会推進事業

不法投棄問題については、これを全県的な問題としてとらえ、一人でも多くの県民が協働して、解決していかうとする環境づくりや機運づくりを行う必要があります。

このため、県では、産業界や関係団体・市町村等で構成された「あおもり循環型社会推進協議会」が行う不法投棄防止撤去推進キャンペーン実施事業に対して助成しています。

11 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物対策

PCBは、電気機器の絶縁油や熱交換器の熱媒体など、様々な用途で使用されてきましたが、昭和43年に発生した「カネミ油症事件」を契機に、その毒性がクローズアップされ、昭和47年以降、その製造が行われていません。

その後、平成13年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）が制定され、PCB廃棄物の処理が進められてきましたが、当初予定されていた平成28年3月までの処分完了が困難な状況となったことなどをを受け、平成28年に同法が改正され、高濃度PCB廃棄物等の処分期限の見直しなどが行われました。

このように、高濃度PCB廃棄物の処分期限が迫る中、県では平成31年度（令和元年度）に開始したPCB期限内処分加速化事業により、変圧器・コンデンサー設置事業者に対して文書で期限内処分を注意喚起するほか、国等からPCBの使用が認められる非自家用電気工作物の保管・所有事業者リスト等の提供を受けた場合には、それらの機器についてPCB使用の実態を調査するとともに、PCB専門員の配置による立入検査やテレビ・ラジ

才等を活用した広報活動など、期限内処分に向けた各種施策に取り組んでいます。

なお、PCB廃棄物等の処分期限は、表2-3-11のとおりです。

表2-3-11 PCB廃棄物等処分期限

PCB廃棄物の種類		処分期限
高濃度PCB廃棄物 (使用中の製品含む。)	変圧器・コンデンサー等	令和4年(2022年)3月31日
	安定器及び汚染物等	令和5年(2023年)3月31日
低濃度PCB廃棄物		令和9年(2027年)3月31日

資料：県環境保全課

12 県境不法投棄対策

(1) 経緯

田子町と岩手県二戸市との県境における不法投棄については、八戸市の産業廃棄物処理業者である法人が埼玉県の産業廃棄物処理業者である法人と共謀し、事業地内に不法投棄したことで、平成12年6月に両法人及びその代表者が起訴されました。

県では、同年6月から不法投棄の原因者に対して、不法投棄された産業廃棄物の撤去及び周辺環境への汚染拡散防止対策を講ずるよう措置命令を発しています。

また、汚染の実態把握及び周辺環境への影響を検討するため、平成12年度及び平成13年度に汚染実態調査を、平成13年度からは周辺環境等モニタリング調査を継続して実施し、平成14年度には遮水壁設置のための地盤の透水性調査、水処理施設設置予定地の地盤調査等を実施しました。

これらの調査では、次のことが明らかになりました。

- ・廃棄物は、堆肥様物、焼却灰、汚泥及びRDF（ごみ固化燃料）様物等が主体であること。
- ・本県側の廃棄物の推定量は、約67万1千 m^3 であること（平成25年3月に国の同意を得た変更実施計画で約77万8千 m^3 に変更）。
- ・現場は広い範囲にわたって、揮発性有機化合物によって汚染されていること。
- ・一部区域にダイオキシン類に汚染された廃棄物が投棄されていること。
- ・現場内からの浸出水による周辺環境への影響が懸念されるが、周辺環境の水質調査の結果は、環境基準を概ね下回っていること。
- ・現場の地盤は、難透水性であり、周辺を遮水壁で囲むことによって汚染拡散防止対策に利用可能であること。

一方、両法人は、廃棄物の撤去及び周辺環境への汚染拡散防止の措置を講ずる見込がないことから、県が代執行により原状回復措置を講ずることとし、その方

針については、岩手県と合同で学識経験者、地元住民等を構成員とする合同検討委員会、更に委員会の下に設置した技術部会において検討され、次の提言がありました。

- ・危険性の高い特別管理産業廃棄物相当の廃棄物は、優先的に、かつ、早期に撤去すること。
- ・原状回復の目標としては、環境基準の達成とすべきであること。
- ・周辺環境への汚染拡散防止に十分に配慮し、必要な汚染拡散防止措置を講ずること。

県では、上記合同検討委員会の提言や住民の意見、更には県議会の意見等を踏まえ、次の原状回復方針を掲げた実施計画を平成16年1月に策定し、国からの財政支援を受けて具体的な事業に着手しました。

(原状回復方針)

- 本県の原状回復対策については、馬淵川水系の環境保全を目的とし、汚染拡散の防止を最優先することを基本方針とする。
- 不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等となるよう原状回復対策を早急に実施するため、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とする。
- なお、撤去に当たっては、その内容を十分に情報公開しながら、住民や学識経験者等で組織する「原状回復対策推進協議会」などにおいて十分説明をし、その有効な再利用の方途について検討していただき、住民の方々のコンセンサスが得られる場合には、土壌環境基準を満たす汚泥や堆肥様物など最終的に土壌に還元される性質のものについて、現地で有効活用することも可能であると考えている。

(2) 汚染拡散の防止と廃棄物の撤去

ア 汚染拡散の防止

不法投棄現場においては、汚染拡散防止に向けた緊急対策として、仮設浄化プラントの設置や表面遮水シートの敷設等を行い、これらの措置と併行して長期的対策に着手し、平成17年5月に、不法投棄現場において廃棄物と接触し汚染された浸出水を処理するために浸出水処理施設及び関連施設である浸出水貯留池等を、平成18年9月には、不法投棄現場から浸出水が場外へ流出することを防ぐために鉛直遮水壁を、更には、平成19年3月に、緊急時において現場内に浸出水を一時貯留するために浸出水貯留槽を完成させ、当初計画していた主な工事を終えたことから、汚染拡散防止対策は万全なものとなっています。

イ 廃棄物の撤去

廃棄物の撤去については、鉛直遮水壁等の長期的対策が完成する平成18年度末までの期間を一次撤去

期間とし、地下水の汚染に影響のない遮水シート上に仮置きされた廃棄物及び鉛直遮水壁工事の際に掘削し仮置きしていた廃棄物を対象として実施しました。

平成19年度からは、長期的対策が完成し、地中掘削が可能となったことから、本格撤去に着手し、廃棄物本格撤去計画書（マニュアル）により安全かつ計画的に廃棄物等の撤去を進め平成25年12月に総量約115万トンの撤去を完了しました。

(3) 環境モニタリング

不法投棄された廃棄物及びそれらの撤去や遮水壁工事等の汚染拡散防止対策事業が周辺の生活環境に与える影響を把握するため、環境モニタリング調査を実施しています。

また、平成16年度から廃棄物等の撤去が完了した平成25年度まで、生物を指標としたモニタリングを実施するとともに、撤去された廃棄物の処理を委託している処理施設について、排ガス等自主測定への立ち会いや周辺環境等に関するモニタリング調査を実施しました。

なお、令和2年度の環境モニタリング計画は次のとおりとなっています。

○ 水質・・・遮水壁内36地点（地下水36地点）

現場周辺14地点（地下水6地点、表流水8地点）

(4) 排出事業者等の責任追及

法の安定的な施行を確保し、不法投棄の未然防止を図るため、排出事業者等で廃棄物処理法に違反した者に対して、厳しく責任を追及することとしています。

これまでに12,003社の排出事業者に対し、廃棄物処理法に基づき報告を求め、無許可の収集運搬業者への委託など、法違反の有無について審査してきました。そして、審査の過程で法違反が疑われた場合、立入検査・聴聞などを経て、違法性が確認された排出事業者等に対しては、青森・岩手の両県知事の連名で廃棄物の撤去を命ずる措置命令を行ってきました。平成15年度は6社、平成16年度は11社、平成17年度は1社に対して措置命令を発出し、すべて履行されています。

平成17年6月以降は、平成16年度の代執行により実施した不法投棄産業廃棄物の撤去に要した費用が確定したことから、措置命令から代執行費用を徴収する納付命令に移行しています。平成17年度は4社、平成18年度は1社に対して納付命令を発出し、すべて履行されています。

このほか、平成17年度から平成29年度までの間に24社から自主撤去（撤去に代えて費用の拠出）の申出があり、これを認め、拠出を受けています。

今後とも、両県が国と連携し、関係自治体の協力を得ながら、取り組んでいくこととしています。

(5) 環境再生計画の推進

平成22年3月に策定した環境再生計画に基づく環境再生の取り組みは、不法投棄現場を負（マイナス）の状態から元（ゼロ）の状態へ復旧するための原状回復事業等で培われてきたこれらの経験等を埋没させることなく、貴重な財産として次に続く世代に引き継ぎ、また国内外で活用すること（プラスの創出）を基本的な考え方とします。

そして、そのための施策を3つの方向性（①自然再生、②地域の振興、③情報発信）から展開し、本事業のような不幸な出来事を二度と起こさせてはならないというメッセージへとつなげていきます。

ア 自然再生

「森林整備計画」に基づく現場跡地の植樹が平成27年度に完了しました。植樹に当たっては、住民等の植樹ボランティアのほか、青森銀行、みちのく銀行及び環境再生の森づくり実行委員会（原状回復事業に携わった24社で構成）及びDCMホームマック（株）の協力をいただきました。

平成28年度からは、下草刈り等による植栽地の管理を行っています。

イ 地域の振興

現場内地下水の浄化終了後における跡地の利活用に当たり、岩手県側跡地との一体的な利活用について、それが可能である場合には両県で共同検討していくこと、不可能である場合は本県側跡地利活用に向け、民間企業・団体等への情報提供、事業化の働きかけを行うこと、また利活用可能な土地の情報については、ウェブアーカイブで発信し、随時問い合わせ等に対応していきます。

ウ 情報発信

浸出水処理施設における資料展示の継続、原状回復事業の記録等であるウェブアーカイブを公開しているほか、田子町立図書館での資料展示も行っています。

13 環境犯罪の取締り状況

(1) 環境犯罪の検挙状況の推移

過去5年間の環境犯罪の検挙状況の推移は、表2-3-12のとおりです。令和元年中は、57件63人を検挙しています。

(2) 環境犯罪の取締り

環境犯罪は、後の世代に引き継ぐべき生活環境を破

壊する悪質な行為であることから、警察では廃棄物事犯等の早期発見、早期検挙に努めています。

次の事犯等については、県民生活を脅かす悪質なものとして取締りを強化しています。

○県民の安全・安心を著しく脅かす事犯

○暴力団が関与する事犯

○行政指導等を見做して行われる事犯

○大規模な事犯

表 2-3-12 環境犯罪の検挙状況の推移

区分	年別	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年	
		件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
廃棄物処理法		67	75	55	63	44	52	63	76	57	63
	産業廃棄物	8	9	10	11	7	12	11	20	10	15
	一般廃棄物	59	66	45	52	37	40	52	56	47	48

資料：県警察本部保安課